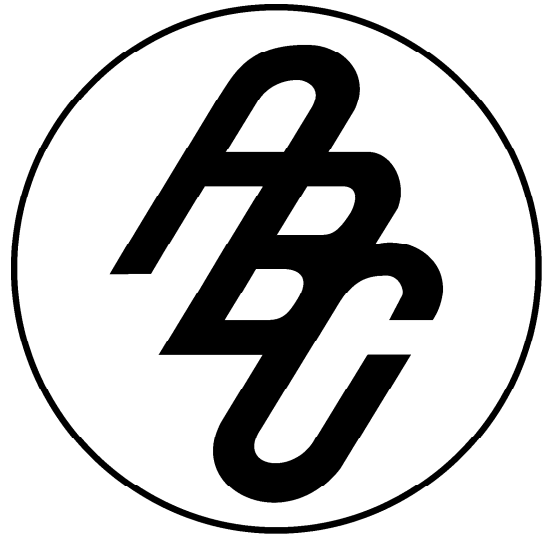




定 款
定 款 実 施 規 則

一般社団法人 日本ABC協会

一般社団法人日本ABC協会定款

平成23年4月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ABC協会と称し、英文では Japan Audit Bureau of Circulationsと記載する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、広告の媒体となる新聞、雑誌等のメディアの部数、指標、分布状況等を公正に調査確認すること、及び、デジタル広告の品質の確保に関する取組みを検証確認することにより、広告及び宣伝の健全な発展及び合理化を図り、もって国民の文化的生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広告の媒体となる新聞、雑誌等のメディアの部数の公査及び認証
- (2) 広告の媒体となる新聞、雑誌等のメディアの部数、指標、分布状況、読者層、特色等に関する調査研究
- (3) デジタル広告の品質の確保に関する取組みの検証確認
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員及び賛助会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同して入会した新聞発行社、雑誌発行社、専門紙誌発行社、フリーペーパー発行社、広告主及び広告会社
- (2) 賛助会員 本会の事業に協力するために賛助会員として入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 法人である会員にあっては、当該会員の役員又は従業員の中から、当該会員の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、本会に対し会員代表者届を提出しなければならない。
- 3 会員は、会員代表者を変更した場合、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 4 会員代表者が、当該会員の役員又は従業員でなくなったときは、会員代表者の地位を失うものとする。ただし、当該会員から会員代表者変更届が提出されるまで、なお会員代表者としての権利義務を有する。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 法人又は団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長

が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第16条** 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たり、さらに副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条** 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

- 第18条** 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

- 第19条** 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、社員総会ごとに、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 30人以上40人以内
- (2) 監 事 2人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち1人を副会長とすることができる。
- 4 会長、副会長、専務理事を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を執行する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行い、さらに副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、専務理事が会長の職務を行う。
- 6 代表理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の理事及び監事に支給する報酬等の額は、社員総会の決議により定める。

(役員の責任の免除又は限定)

第28条 本会は、一般法人法第111条第1項に定める役員の賠償責任に関し、法令に定める要件に該当する場合には理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、代表理事以外の理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(相談役及び顧問)

第29条 本会に、任意の機関として相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、会長経験者のうちから、任期を定め、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事会に対し、本会の運営について参考意見を述べ、理事会の諮問に答える。
- 4 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、任期を定め、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 5 顧問は、会長の諮問に答える。
- 6 相談役及び顧問は無報酬とする。ただし、常勤の場合、理事会において別に定める額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第32条 理事会は、会長が招集し、議長となる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が招集し、議長となり、さらに副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、専務理事が招集し、議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 39 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第 40 条 本会は、剰余金の分配は行わない。

（残余財産の帰属）

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 その他

（公告方法）

第 42 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（委任）

第 43 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会が定める規則によるものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、次の者とする。

代表理事（会長）	森	田	清
代表理事（専務理事）	岡	本	明 寿

附則

- 1 令和3年6月16日第11回定時社員総会において一部変更。

定款実施規則

平成23年4月1日施行

第1章 会員

(入会申込)

第1条 本会の会員になろうとするものは、本会所定の「書式第1号」様式による入会申込書及び「書式第2号」様式による会員2人以上の推薦書を会長に提出しなければならない。

(入会承認)

第2条 理事会は、入会申込についてその諾否を定め、会長は、文書をもってこれを入会申込者に通知する。

(入会手続)

第3条 入会を認められた者は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 入会を認められたものが、入会承認通知書発信後2週間以内に所定の入会手続を終わらないときは、入会承認は無効とする。

(入会金)

第4条 本会の入会金は5万円とする。ただし、正会員たる広告主及び広告会社並びに賛助会員の入会金は1万円とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、会員の種別により、別に定める会費月額基準表のとおりとする。
2 正会員が、2つ以上の種別で業務参加する場合は、それぞれ別個に会費を納付する。
3 会員は3カ月分の会費をその3カ月中の第1月の末日までに納付する。ただし、専務理事が認めた場合は、別途の方法で納付することができる。
4 既納の会費はいかなる場合にも返却することはない。

(正会員の会費)

第6条 正会員の会費は次のとおりとする。

(1) 新聞発行社

イ 新聞発行社の会費月額は、均等割分及び部数割分の合計額とし、別表に定める額とする。

- ロ 会費額決定の基準となる販売部数は、会費納入の該当期以前に発行された最新の新聞発行社レポート（半期）掲載の販売部数とし、題号別、発行社別に算出する。
- ハ 発行社レポートに掲載がない場合は、納入会費該当期間につづく前6カ月の平均販売部数とする。

（2）雑誌発行社

- イ 雑誌発行社の会費月額、均等割分及び部数割分の合計額とし、別表に定める額とする。
- ロ 均等割分は、部数報告を行う雑誌数にかかわらず同額とする。
- ハ 部数割会費の基準となる販売部数は、会費納入の該当期以前に発行された最新の雑誌発行社レポート掲載の販売部数とする。
- ニ 児童誌、コミック誌を除く2誌以上について報告する場合は、最初に報告した雑誌を第1誌とする。
- ホ 発行社レポートに掲載がない場合は、納入会費該当期間につづく前6カ月の平均販売部数とする。

（3）専門紙誌発行社

- イ 専門紙誌発行社の会費月額、均等割分及び部数割分の合計額とし、別表に定める額とする。
- ロ 均等割分は、部数報告を行う専門紙誌数にかかわらず同額とする。
- ハ 部数割会費の基準となる配布部数は、会費納入の該当期以前に発行された最新の専門紙誌発行社レポート掲載の配布部数とし、2紙誌以上について報告する場合は、合計部数とする。
- ニ 発行社レポートに掲載がない場合は、納入会費該当期間につづく前6カ月の平均配布部数とする。
- ホ 任意項目について報告を行う場合は、別に定める任意項目に関する追加会費を納付する。

（4）フリーペーパー発行社

- イ フリーペーパー発行社の会費月額、均等割分及び部数割分の合計額とし、別表に定める額とする。
- ロ 均等割分は、部数報告を行うフリーペーパー紙誌数にかかわらず同額とする。
- ハ 部数割会費の基準となる配布部数は、会費納入の該当期以前に発行された最新のフリーペーパー発行社レポート掲載の配布部数とし、2紙誌以上について報告する場合は、合計部数とする。
- ニ 発行社レポートに掲載がない場合は、納入会費該当期間につづく前6カ月の平均配布部数とする。

（5）広告主

広告主の会費月額は、口数によって定め、2口以上を納付する。1口金額は、別表

に定める。

(6) 広告会社

広告会社の会費月額、均等割分及び社員数割分の合計額とし、部数レポートの種類と当該社の社員数に従い、別表に定める額とする。

イ 第1種

新聞、雑誌、専門紙誌、フリーペーパー

ロ 第2種

特定地方別の新聞と専門紙誌、フリーペーパー

ハ 第3種

新聞又は雑誌のいずれかと専門紙誌、フリーペーパー

(賛助会員の会費)

第7条 賛助会員の会費月額は、口数によって定め、1口以上を納付する。1口金額は、別表に定める。

(会費の使途)

第8条 第5条に基づき納付された会費の2分の1相当額は、定款第4条の事業を実施するために使用する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、本会所定の「書式第3号」様式による退会届を会長に提出しなければならない。

2 退会しようとする会員は、未納の会費を完済しなければならない。

3 前項の規定は、除名された会員に準用する。

(会員代表者の変更)

第10条 会員代表者が変更になったときは、本会所定の「書式第4号」様式による会員代表者変更届を、速やかに会長に提出しなければならない。

第2章 役員

(理事の選任基準)

第11条 正会員（グループ会社を含む）の中から選任される理事は、次の範囲内で選任する。

新聞、雑誌、専門紙誌及びフリーペーパー発行社から 18人

広告主、広告会社から 18人

- 2 前項の規定のほか4人を限度として前項以外の者を理事に選任することができる。

(監事の選任基準)

第12条 正会員（グループ会社を含む）の中から選任される監事は、次の範囲内で選任する。

- | | |
|--------------------------|----|
| 新聞、雑誌、専門紙誌及びフリーペーパー発行社から | 2人 |
| 広告主、広告会社から | 2人 |

- 2 前項の規定のほか1人を限度として前項以外の者を監事に選任することができる。

第3章 改定

(定款実施規則の改定)

第13条 この定款実施規則は、理事会の議決により、改定することができる。

附則

- 1 改正第5条、第11条及び第12条は、平成28年2月18日から施行する。
- 2 第6条（1）ロに規定する会費額決定の基準となる販売部数は、令和6年4月1日以降、令和5年8月発行の2023年1～6月新聞発行社レポート（半期）掲載の販売部数とし、令和11年3月31日までの期間これを適用、同日限りでその効力を失う。